

登録商標専用権の財産の保全と 執行などの問題について最高人民法院の回答書

2002年1月9日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

登録商標専用権の財産の保全と執行などの問題について最高人民法院の回答書

(2002年1月9日 [2001]民三函字第3号)

国家工商行政管理総局商標局

貴局商標変〔2001〕66号の書状を受領しました。討議を経て、当該書状に提起された質問について、以下のように回答します。

1. 異なる法院からの同日、同一の登録商標への保全協力に対する執行問題について
民事訴訟法と当院の関連司法解釈の規定に基づき、貴局が同日2件以上の同一の登録商標に保全の執行協力通知書を受領した際、文書を受領した順序に基づき、先に受領した執行協力通知書に執行協力しなければならない。

同時に受領した文書の先後の順序を確認できない時は、関連の法院へ告知でき《人民法院の執行業務の若干の問題について最高人民法院の規定〔試行〕》第125条の“2箇所或いは2箇所以上の人民法院に関連事件の執行過程で争議が発生した場合、協議により解決しなければならない。協議が不成立の場合、順次上級法院へ指示を仰ぎ、共通する上級法院で調整処理するまで指示を仰ぐ”の規定に基づき協議を行い、処理の調整に指示を仰ぐ。関連法院の協議及び処理調整の指示を仰ぐ期間、貴局は、しばらくの間、執行協力を行わなくてもよいものとする。

2. 貴局が法院による効力の発生した裁定に基づき権利人変更手続きを行う過程において、別の法院が登録商標の保全の執行協力を要求する問題について

《人民法院の執行業務の若干の問題について最高人民法院の規定（試行）》第88条第1項の規定は、各債権者は執行対象物全てが担保物権でない場合、執行法院が採る執行措置の先後の順に基づき賠償を受ける。この規定に基づき、ある法院の既に法律効力の生じた判決文書に貴局へ登録商標の専用権の権利人変更などの手続きの処理協力の要求があった後、別の法院が同一の登録商標について元の商標専用権者の財産の名義の再保全を要求し、その上、質権のない状況にある場合、貴局からの書状に提起された処理意見に同意する。即ち先に執行措置を講じた法院の判決文書に執行協力し、併せて執行協力の状況を後から保全措置を講じた法院へ知らせなければならないということである。

3. 法院が登録商標を保全後、他の法院がその登録者は既に破産手続きに入ったと宣告し、且つ貴局に当該登録商標の保全協力を要求する問題について

《中華人民共和國企業破産法（試行）》第11の規定に基づき、人民法院は破産事件を受理後、債務者の財産に対するその他民事執行手続きを必ず中止しなければならない。

人民法院はこの規定に基づき関係事件を処理しなければならない。具体的処理の問題において、貴局は、破産事件を審理する法院へ関連の登録商標は既に保全された状況にあるということを知らせることができる。当該法院は、保全措置を先に講じた法院へ自発的に保全措置を解除すると通知する。

貴局は財産の保全措置の解除に関する通知を受領後、直ちに破産事件を審理する法院の裁定に執行協力しなければならない。貴局は、保全措置を先に講じた法院へ商標登録者がすでに破産手続きに入った状況に関して知らせることもでき、それにより保全措置の自発的な解除を決定する。

4. 法院が登録商標を目的物として執行すると採決した際、商標法実施細則第 21 条の規定を適用すべきかどうかの問題について

商標法実施細則第 21 条の規定に基づき、登録商標を譲渡する場合、商標登録者はその同種の、又は類似の商品上に登録された同様の、若しくは類似の商標について、あわせて取り扱わなければならない。法院は登録商標の専用権の執行過程において、上述の規定の原則に基づき、登録商標及び同様の、又は類似の商品上同じの、又は似通った商標について、併せて評価、競売、換金などを実施し、且つ執行措置を採る場合、同様の、又は似通った登録商標をあわせて執行するよう裁定しなければならない。商標局は法院の関係部門の登録商標の譲渡の裁定を受領時、仮に上述の内容がないことを発見した場合、執行法院へ知らせることができ、執行法院は裁定を補充後、再び執行協力を行なうことができる。

書状に関連する具体的案件については、上述の意見に基づき処理することができる。

以上